

最高裁総訟第149号

令和6年3月28日

各法廷首席書記官 殿

訟廷首席書記官 殿

最高裁判所大法廷首席書記官

事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて（指示）

標記の事務について、下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

## 1 通達の準用

平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」（以下「受付分配通達」という。）の定めは、その性質に反しない限り、最高裁判所における事件の受付及び分配に関する事務について準用する。この場合において、記第1の1の(1)中「事件係（事件係の置かれていらない支部及び簡易裁判所並びに出張所において事件係の事務を取り扱う者を含む。以下同じ。）」とあるのは「民事事件係及び刑事事件係」と、同(2)中「部（下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号）第10条の2第2項の規定により部とみなされるものを含む。以下同じ。）」とあるのは「大法廷又は小法廷」と、「当該部」とあるのは「当該法廷」と読み替えるものとする。

## 2 帳簿への登載

受付分配通達記第2の4の(1)に定める事件番号の付け方の基準は、別表第1から別表第7までのとおりとする。

付 記

この指示は、令和6年4月1日から実施する。

別表第1（民事事件）

事件の種類	基本法条	記録符号	事件番号の付け方の基準となるもの	事件簿
1 上告事件	民訴法311Ⅰ、Ⅱ、324 人身法21 人身規則41	オ	訴訟記録送付書	民事上告事件簿
2 上告受理事件	民訴法318、311Ⅱ 人身法21 人身規則41	受	訴訟記録送付書	民事上告受理事件簿
3 民訴法260条2項の申立て	民訴法260Ⅱ	オ	申立書	民事上告事件簿
4 特別上告事件	民訴法327、380Ⅱ	テ	訴訟記録送付書	民事特別上告事件簿
5 特別抗告事件	民訴法336 非訟法75 家事法94	ク	訴訟記録送付書	民事特別抗告事件簿
6 許可抗告事件	民訴法337 非訟法77 家事法97	許	訴訟記録送付書	民事許可抗告事件簿
7 当事者参加の申立て	非訟法20Ⅰ 家事法41Ⅰ	ク	申立書	民事特別抗告事件簿
8 再審事件	民訴法338、349 非訟法83 家事法103	ヤ	訴状、申立書	民事再審事件簿
9 雜事件		マ	申立書	民事雑事件簿

(注) 雜事件における事件の種類及び事件番号の付け方の基準は、その性質に反しない限り、受付分配通達別表第1の民事雑事件に準ずる。

別表第2（行政事件）

事件の種類	基本法条	記録符号	事件番号の付け方の基準となるもの	事件簿
1 訴訟事件（第一審）	国公法9	行チ	訴状（訴追事由を記載した書面）	行政訴訟（第一審）事件簿
2 上告事件	民訴法311Ⅰ、Ⅱ 公選法25	行ツ	訴訟記録送付書	行政上告事件簿
3 上告受理事件	民訴法318、311Ⅱ 公選法25	行ヒ	訴訟記録送付書	行政上告受理事件簿
4 民訴法260条2項の申立て	民訴法260Ⅱ	行ツ	申立書	行政上告事件簿
5 特別上告事件	民訴法327	行テ	訴訟記録送付書	行政特別上告事件簿
6 特別抗告事件	民訴法336	行ト	訴訟記録送付書	行政特別抗告事件簿
7 許可抗告事件	民訴法337	行フ	訴訟記録送付書	行政許可抗告事件簿
8 再審事件	民訴法338、349	行ナ	訴状、申立書	行政再審事件簿
9 雜事件		行ニ	申立書	行政雑事件簿

（注）雑事件における事件の種類及び事件番号の付け方の基準は、その性質に反しない限り、受付分配通達別表第1の民事雑事件及び別表第2の雑事件に準ずる。

別表第3（刑事事件）

事件の種類	基本法条	記録符号	事件番号の付け方の基準となるもの	事件簿
1 上告事件	刑訴法405	あ	原判決書	刑事上告事件受付票・ 刑事上告事件事件票
2 非常上告事件	刑訴法454	さ	申立書	非常上告事件簿
3 再審請求事件	刑訴法435、436	き	請求書	刑事再審請求事件簿
4 上告受理申立て事件	刑訴法406 刑訴規則257	ゆ	申立書	刑事上告受理申立て事件簿
5 移送許可申立て事件	刑訴法406 刑訴規則248	め	申立書	移送許可申立て事件簿
6 判決訂正申立て事件	刑訴法415	み	申立書	判決訂正申立て事件簿
7 特別抗告事件	刑訴法433 少年法17の3 刑補法19II	し	原決定書	刑事特別抗告事件簿
8 少年再抗告事件	少年法35	し	原決定書	刑事特別抗告事件簿
9 費用補償請求事件	刑訴法188の2、188の4	ひ	請求書	費用補償請求事件簿
10 刑事補償請求事件	刑補法1	も	請求書	刑事補償請求事件簿
11 訴訟費用免除申立て事件	刑訴法500	せ	申立書	訴訟費用免除申立て事件簿
12 雜事件				
上告棄却決定に対する異議申立て	刑訴法414、385II、386II、428	す	申立書・請求書	刑事雑事件簿

（注）雑事件における事件の種類及び事件番号の付け方の基準は、12に記載したほか、その性質に反しない限り、受付分配通達別表第3の雑事件に準ずる。

別表第4 (刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第13条に基づく没収の裁判の取消事件)

事件の種類	基本法条	記録符号	事件番号の付け方の基準となるもの	事件簿
1 没収の裁判の取消請求事件	没収応措法13I 組織的犯罪処罰法18VI、37、73I 麻薬特例法16IV 不正競争防止法32IV 金融商品取引法209の4VI等	収へ	請求書	没収の裁判の取消第一審事件簿
2 上告事件	没収応措法13IV 組織的犯罪処罰法18VI、37、73I 麻薬特例法16IV 不正競争防止法32IV 金融商品取引法209の4VI等	収と	原判決書	没収の裁判の取消上告事件簿

別表第5（医療観察事件）

事件の種類	基本法条	記録 符号	事件番号の付け 方の基準となる もの	事件簿
再抗告事件	医療観察法70I	医へ	原決定書	医療観察再抗告事件簿

別表第6（法廷等の秩序維持に関する法律違反事件）

事件の種類	基本法条	記録符号	事件番号の付け方の基準となるもの	事件簿
1 第一審事件	法廷秩序法2	秩と	本人	法廷等の秩序維持に関する法律違反第一審事件簿
2 特別抗告事件	法廷秩序法6	秩ち	本人	法廷等の秩序維持に関する法律違反特別抗告事件簿

別表第7（裁判官の分限事件）

事件の種類	基本法条	記録符号	事件番号の付け方の基準となるもの	事件簿
1 第一审事件	裁限法3Ⅱ	分	被申立裁判官	裁判官の分限第一審事件簿
2 抗告事件	裁限法8	分ク	被申立裁判官	裁判官の分限抗告事件簿